

特集

生活保護・貧困の今日的課題と 協同労働の可能性

生活保護受給者、全国平均で“80人に1人”。2008年のリーマンショック以降、生活保護受給者は増加の一途を辿り、厚生労働省の発表によれば、2010年6月時点で生活保護受給者は190万7,176人(137万7,920世帯)となり、この数字は1955年以来の高水準であるという。

ワーカーズコープがこの度「生活保護受給者チャレンジ支援事業」(ASUPPORT事業：後述)を受託した埼玉県においては、特に「就労可能世帯」の受給が急増している(2008年3月～2010年3月の2カ年で3,968世帯から9,325世帯に、235%増加)。全国においても、これまでの保護申請理由の常識的理解であった「世帯主が病気になって受給する」を超えて、2009年度ついに「失業などによる収入減」が1位となった(厚生労働省2009年度行政報告例、10月20日発表)。また、厚生労働省の調査によれば、2009年度、生活保護受給者の自殺率は全国平均の2倍を超えている。

これらの数字の現実が私たちに突きつけている課題は何か。失業や廃業、リストラなどによる労働市場からの排除、ワーキングプア・親の貧困が生み出す子どもへの貧困の連鎖、そしてそれは教育や自立・就労からの排除へとつながり、生きる希望を奪っているという現実である。親の貧困は、子どもの低学歴、低賃金の就労、失業へと連なり、貧困の連鎖は一向に止まらない(「ルポ生活保護」、本田良一著、中公新書、2010年8月)。この日本社会は、貧困と排除を社会的に必要としているかの如くである。

しかし、「貧困に陥った人々の生活を安定させ、生活の立て直しの支援をすることは、社会にとって必要不可欠なことであり、全ての人々の生存権が守られることによって、社会の安定が図られ」(杉村宏氏・法政大学教授、「協同の発見」誌196号・2008年11月号)なければならない。生活保護受給が20人に1人という北海道釧路市では、「自立」を経済的な意味に限定せず、精神的な自立性回復を含めた意味で捉え、各人の目的に合わせた支援プログラムを体系的に整備し、これを地域のNPOや社会的企業との連携で進め、当事者の生きる「希望」を創り出している(釧路市生活保護自立支援プログラム)。

厚生労働省はこの取組みに対して、「生活保護受給者の社会的な居場所づくりと新しい公共に関する研究会」(2010年7月報告書)において、生活保護受給者(世帯)に限らず、社会的排除にある人たちが、かつてのような就労による経済的自立だけでなく、日常生活自立や社会生活自立をも視野に入れた「自立」支援を通して、人と人とのつながりを新たに生み出すことの必要性を打ち出した。それは「社会的な居場所」として、自らを受け止めてもらい、互いに認め

合い、尊重される場づくりであり、そのためには、地域のあらゆる資源や組織等とのネットワークを形成し、地域全体で支え合いの関係を形成することを必須としている。

また、国は生活困窮者への継続的・包括的支援の新しい施策として、パーソナル・サポート・サービス(伴走型支援)を構想し、このモデル・プロジェクトが11月より全国5つの自治体で開始される(本号「巻頭言」を参照)。

つまり、社会的排除・貧困は、社会全体が解決すべき課題であることを一人ひとりの市民(地域社会)が受け止め、認識し(ニーズの共有者としての当事者性の発揮)、地域全体で「社会的な居場所」を形成し、排除されることのない社会を構築するが求められているということである。

本年9月、ワーカーズコープは埼玉県の「生活保護受給者チャレンジ事業」(ASUPPORT)の3事業のうち「職業訓練支援員による就労支援事業(20~40代の生活保護受給者約3,000人を対象に500人を職業訓練(就労体験など含む)に結びつけ、就労支援を行う)」を受託した。事業開始から3カ月が経過する中で、受給者の厳しい現実に向き合い、葛藤しながらも、仕事や訓練に結びつける成果を上げつつあり、地域で社会連帯を創り出す「アサポートまちづくり応援団」(仮称)づくりも進めている。

「埼玉県の生活保護受給者チャレンジ支援事業は、実は“協同労働の新しいチャレンジ”だ」(鉦路市生活福祉事務所・櫛部氏)との期待と励ましを受けた。生活保護受給者の自立・就労を支援するだけにとどまらず、そのことを通じて地域社会が問われ、地域の連帯と協同を生み出すような取組みにしていくことが求められている。